

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」
(新旧対照表)

現行計画（平成20年7月4日閣議決定、平成21年3月27日一部変更）	変更案
1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)	1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (現行のとおり)
2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (略) (利根川水系) (1) (略)	2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (現行のとおり) (利根川水系) (1) (現行のとおり)
(2) 八ッ場ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。 なお、八ッ場ダムは発電の用にも併せ供するものとする。 また、水没関係住民の納得を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。 事業主体 国土交通省 河川名 吾妻川 新規利水容量 約86,000千立方メートル (有効貯水容量約90,000千立方メートル) 予定期 予定期 昭和42年度から平成27年度まで	(2) 八ッ場ダム建設事業 事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。 なお、八ッ場ダムは発電の用にも併せ供するものとする。 また、水没関係住民の納得を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。 事業主体 国土交通省 河川名 吾妻川 新規利水容量 約86,000千立方メートル (有効貯水容量約90,000千立方メートル) 予定期 予定期 昭和42年度から <u>平成31年度</u> まで
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (現行のとおり)
(5) 北総中央用水土地改良事業 事業目的 この事業は、既存の北総東部用水事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部用水事業で確保した農業用水の一部をもって、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。 事業主体 農林水産省 河川名 利根川 最大導水量 每秒約2.3立方メートル 予定期 予定期 昭和61年度から平成25年度まで	(5) 北総中央用水土地改良事業 事業目的 この事業は、既存の北総東部用水事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部用水事業で確保した農業用水の一部をもって、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。 事業主体 農林水産省 河川名 利根川 最大導水量 每秒約2.3立方メートル 予定期 予定期 昭和61年度から <u>平成28年度</u> まで
(6)～(7) (略)	(6)～(7) (現行のとおり)

現行計画（平成20年7月4日閣議決定、平成21年3月27日一部変更）	変更案
<p>この他、既に完成している次の施設の改築を行う。 (1)～(3) (略)</p>	<p>この他、既に完成している次の施設の改築を行う。 (1)～(3) (現行のとおり)</p>
	<p>(4) 群馬用水緊急改築事業</p> <p><u>事業目的</u> この事業は、赤城山南麓地域及び榛名山東麓地域の農地に対して必要な農業用水と群馬県の水道用水の供給を行う群馬用水施設のうち榛名幹線について、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものである。</p> <p><u>事業主体</u> 独立行政法人 水資源機構 <u>河川名</u> 利根川 <u>最大取水量</u> 每秒約17立方メートル <u>予定期</u> 平成26年度から平成30年度まで</p>
	<p>(5) 利根導水路大規模地震対策事業</p> <p><u>事業目的</u> この事業は、群馬県南東部及び埼玉県東部の農地に対して必要な農業用水並びに群馬県、埼玉県及び東京都の水道用水及び工業用水の供給等を行う利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路について、大規模地震に対する耐震性能を確保するために、同施設の緊急的な改築を行うものである。</p> <p><u>事業主体</u> 独立行政法人 水資源機構 <u>河川名</u> 利根川及び荒川 <u>最大取水量</u> 每秒約136立方メートル <u>予定期</u> 平成26年度から平成33年度まで</p>
<p>上記の事業のほか、既に完成している両水系の水資源開発施設の機能診断を適時を行い、更新・改築計画等を策定し、既存施設の改築等の適正な事業管理を行う。</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1)～(9) (略)</p>	<p>(現行のとおり)</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1)～(9) (現行のとおり)</p>